

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 5 月 25 日
株式会社キーエンス

2023年5月21日

吸収合併に係る事後開示書面

大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号
株式会社キーエンス
代表取締役 中田 有

当社は、2023年3月6日付で株式会社エスコ（以下「エスコ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年5月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エスコを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2023年5月21日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続（会社法第784条の2）
該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）
該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）
新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続（会社法第789条）
エスコは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2023年3月20日付の官報において債権者に対する公告を行い、また、2023年3月31日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続（会社法第 796 条の 2）
該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）
本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者異議手続（会社法第 799 条）
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2023 年 3 月 20 日付で官報に公告を行うとともに、2023 年 3 月 31 日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、本件吸収合併契約に基づき、エスコの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙 1、別紙 2 のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2023 年 6 月 2 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以上

吸 収 合 併 契 約 書

2023 年 3 月 6 日
株式会社キーエンス
株式会社エスコ

合併契約書

株式会社キーエンス（以下、「甲」という）及び株式会社エスコ（以下、「乙」という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、次のとおり合併することとし、それぞれの合併の効力は他に影響しない。

1. 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社キーエンス

住所：大阪市東淀川区東中島1-3-14

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社エスコ

住所：大阪市東淀川区東中島1-3-14

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、2023年5月21日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、各契約当事者間で協議したうえ、それぞれの期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本件合併では、資本金の及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第5条 各契約当事者は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第6条 甲は効力発生日において、合併消滅会社の資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 各契約当事者は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ契約当事者間で協議のうえ、これを実行する。

(合併の条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、契約当事者間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、各契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないときは、効力を失うものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、各契約当事者間で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2023年3月6日

甲 住 所 大阪市東淀川区東中島1-3-14
会社名 株式会社キーエンス
代表者 代表取締役 中田 有

乙 住 所 大阪市東淀川区東中島1-3-14
会社名 株式会社エスコ
代表者 代表取締役 山本 寛明

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 3 月 20 日

株式会社エスコ

2023年3月20日

吸収合併に係る事前開示書面

大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号
株式会社エスコ
代表取締役 山本 寛明

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約
別紙1のとおりであります。
2. 合併対価の相当性関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。
最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書などの開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
6. 合併後の債務の履行の見込に関する事項
両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。
7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

吸 収 合 併 契 約 書

2023 年 3 月 6 日
株式会社キーエンス
株式会社エスコ

合併契約書

株式会社キーエンス（以下、「甲」という）及び株式会社エスコ（以下、「乙」という）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第11条 甲及び乙は、次のとおり合併することとし、それぞれの合併の効力は他に影響しない。

1. 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社キーエンス

住所：大阪市東淀川区東中島1-3-14

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社エスコ

住所：大阪市東淀川区東中島1-3-14

（効力発生日）

第12条 効力発生日は、2023年5月21日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、各契約当事者間で協議したうえ、それぞれの期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第13条 甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第14条 甲は、本件合併では、資本金の及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第15条 各契約当事者は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第16条 甲は効力発生日において、合併消滅会社の資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第17条 各契約当事者は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ契約当事者間で協議のうえ、これを実行する。

(合併の条件の変更、合併契約の解除)

第18条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、契約当事者間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第19条 本契約は、各契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないときは、効力を失うものとする。

(協議事項)

第20条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、各契約当事者間で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2023年3月6日

甲 住 所 大阪市東淀川区東中島1-3-14
会社名 株式会社キーエンス
代表者 代表取締役 中田 有

乙 住 所 大阪市東淀川区東中島1-3-14
会社名 株式会社エスコ
代表者 代表取締役 山本 寛明